さいたま地方裁判所　御中
事件番号令和２年（ワ）第 2509 号
損害賠償請求事件
原告　株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者　代表取締役大竹誠一
被告　天羽優子

準備書面３

令和３年５月 30 日
原告　株式会社ウルフアンドカンパニー　代表者　代表取締役　大竹　誠一

1.　原告は株式会社ウルフアンドカンパニー　代表取締役　大竹誠一で間違いない。
何故なら、本件で争う原告の趣旨は株式会社ウルフアンドカンパニーに著作権侵害他で損失を及ぼす記載をインターネット上で被告が行い、被告に対し原告が削除依頼をウルフアンドカンパニー社内のパソコンからメールで行ったことが原因であるから、原告は株式会社ウルフアンドカンパニーである。またその最高責任者は代表取締役大竹誠一です。株式会社ウルフアンドカンパニー全社員が精神的苦痛を受けたことは明らかです。
原告が株式会社ウルフアンドカンパニーであることの証拠の一部として、被告が山形県警察に脅迫罪で被害届を出した結果が、山形検察から株式会社ウルフアンドカンパニー代表取締役大竹精一に対して脅迫届を出し、それが不起訴になった証拠がある、それを検察は自宅でなく、会社にしか送付できないとして会社に不起訴の文面が届いた（証拠 1-1，1-2）

2　精神的苦痛について
　株式会社ウルフアンドカンパニー社員全員が原告のメールで会社が被害を受けているのだから株式会社ウルフアンドカンパニー全社員が精神的苦痛を受けたことは明らかです。
原告が株式会社ウルフアンドカンパニーであることの証拠の一部として、被告が山形県の警察署に原告が脅迫したと被害届を出した。山形検察から株式会社ウルフアンドカンパニー大竹誠一に対して濡れ衣で脅迫届を出し、それが不起訴になった証拠がある、それを検察は自宅でなく、会社にして送付できないとして会社に不起訴の文面が届いた（証拠 1-1，1-2）原告は被告が山形県警に株式会社ウルフアンドカンパニーの代表取締役大竹　誠一に対して脅迫罪の被害届を出した。経緯は山形県警から電話があり脅迫罪の捜査で、明日越谷に行きますと言われ、私は内容次第で考えてから対応するそれが不毛なものであれが被害届を出した人間を営業妨害で提訴することをご承知おきと伝えた。山形県警は私の自宅に取り調べに来ず、私の経営する株式会社ウルフアンドカンパニーに来た。山形の警察官は１泊の出張で高速道路を使い越谷まで来たと言い、原告に対し逮捕令状もなく任意でと終始低姿勢で越谷警察署の取調室を使い、刑事からは「つまらない取り調べに時間をいただいて恐

縮です」と言われ終始談笑の取り調べであった。山形の刑事は「こんなの有罪に絶対にならないから無駄なので行きたくないですと主張したところ、上司から山形大学准教授の届だから応じなさいと説得され仕方なく来た」旨の話を原告に伝えた。山形の検察から取り調べが無いので山形検察庁に電話したら検事が　株式会社ウルフアンドカンパニー代表取締役大竹誠一を取り調べもせずに不起訴になり、原告は清水紀和検事に不起訴処分告知書を送れと命令したら、株式会社ウルフアンドカンパニーにしか届けられないので本人確認書類と登記簿などの書類を郵便局員に見せる方法で送付すると原告に伝えた。そのことからも被告との紛争の相手は株式会社ウルフアンドカンパニーであると主張する。
被告の濡れ衣の脅迫罪での被害届は別件営業妨害等で越谷簡易裁判所で提訴の準備があります。

3　著作権違法について

被告の準備書面１について争う。本件の私のメール本文では（１）思想・感情（２）創作的（４）文芸・学術・美術又は　の４つの要件を満たしていると主張する。
何故なら、メール本文では、実際に除菌能力の科学的証拠を持つ次亜塩素酸水（微酸性電解水）について少なくとも次亜塩素酸水を全く知らない第三者と比べ原告は学術的な知識を次亜塩素酸水について持っている。また被告がネットに記載した私のメール本文は私の思想感情が含まれている、何故なら正しい方法で製造された無塩　次亜塩素酸水（無塩　微酸性電解水）は安全であり、除菌力があると原告がその感情をもち、誰に教わることもなく自部分自身で書いたものであるから創作的です。被告が YouTube を本件に出しているが苦情を受けた訴外は当社を伏せ文字にして特定できないよう配慮している。
被告に引用の件は合法を示唆しているが、原告は引用を許可しておらず、また被告の勤務する山形大学准教授天羽優子公式ホームページで書いているので永遠にネットで当社を検索すれば読める状態になっている。原告としても被告の著作権違法は許しがたい。

恫喝目的であったとの被告の主張にたいして
先に 1.2.3.でも述べたように被告は脅迫罪で被害届を出したが警察にも検察にも面戸くさがられている。（証拠 1-1, 1-2）を証拠として恫喝目的ではないと主張する。
また被告は準備書面にて「本件訴訟は、訴訟恫喝を行う脅迫状に対して著作権法による保護を与えるかどうかという争いでもある」と述べている、（証拠 1-1, 1-2）において被告の主張は崩れた。ですから、原告のメールは著作権法一条の文化の発展に寄与することを目的とする」が認められることになる。原告は次亜塩素酸水でコロナで苦しむ人々を救いたい思想・感情・創作的に・原告の知る学術的な知識を用いて被告にメールを書いた。
訴外の原告の書いた文書は本件に無関係であると主張する。原告は被告　天羽優子と争っている。
また被告であるから報道に関わる職業ではない。原告は被告の発言を掲載した会社とは争

っていない。原告は被告の書いた文書がインターネット上に当社社名を検索すれば検索上位になり迷惑を受けている事実から本件を行っている。
被告は「訴訟恫喝という脅迫罪」を準備書面で繰り返し使っており、SNS 上でも脅迫罪になる旨の記載をし SNS の反応者が凄いですねくらいのことを記載したことと被告が裁判慣れをしているという情報を得た。原告からすると昔 25 年以上くらい前の TV ドラマで、俳優　水谷豊が「あ〜〜〜、お恥ずかしいたらありゃしない」との名台詞があったが、被告にその言葉を送りたい。

被告　天野裕子は　原告に損害賠償と裁判に関わる費用全部を支払え。